



令和7年4月1日から「大阪広域水道企業団」が 柏原市のみなさまに水道水をお届けします。

水道事業の開始に当たって

これまで、柏原市の水道事業の運営は、大阪広域水道企業団（企業団）が浄水処理した水を供給し、柏原市が各ご家庭に配水してきました。

この間、人口減少により水道の使用量が減り、収入も減少しています。一方で、老朽化した施設の更新や耐震化などの課題には着実に対応しなくてはなりません。

この先も皆様に安全な水道水を安定してお届けするには、水道事業の基盤を強化し、持続可能な運営体制を築く必要があります。

このような背景から、柏原市と企業団で協議を重ねた結果、令和7年4月から企業団が柏原市の水道事業を引き継ぐことになりました。

企業団が広域的に事業を運営し、業務や施設管理の効率化に努めることにより、これからも安心・安全な水道水をお届けします。

引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

※ 柏原市の水道水は、玉手浄水場でつくられた水と企業団から購入した水で構成されています。

お客様窓口のご案内



大阪広域水道企業団

柏原水道センター（現 柏原市上下水道部）

柏原市安堂町1番55号 柏原市役所別館1階

電話 072-972-1605（直通）

FAX 072-973-0100

営業時間 午前8時45分～午後5時15分
※ 土、日、祝日、年末年始は休業日

玉手浄水場

柏原市玉手町17番1号

電話 072-978-6674（直通）

FAX 072-977-4948

営業時間 【月～金】 午前8時45分～午後5時15分
【土・日】 午前9時～午後5時
※ 祝日、年末年始は休業日

水道に関する手続きやお問合せ窓口の場所、連絡先、営業時間は、
これまでと同じです（変更ありません）。





水道料金の支払方法や水道に関する手続きなどについて お答えします！

水道料金や支払方法について

- Q 水道料金は、どうなるの？
- A これまでと変わりません。

- Q 水道料金は、どこから請求されるの？
- A 令和7年4月1日から企業団の水道センター（柏原水道センター）が請求します。

- Q 令和7年3月31日以前に柏原市から請求のあった水道料金は、どうなるの？
- A 企業団が柏原市の水道料金を引き継ぎます。納期限内にお支払いください。

- Q これまで口座振替で水道料金を支払っていたけど、何か手続きが必要になるの？
- A 手続きは必要ありません。これまでどおり口座振替によりお支払いいただけます。口座振替日も変わりません。

- Q これまで納入通知書で支払っていたけど、納期限は変わるの？
- A これまでと変わりません。

- Q 支払いのできる金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済のアプリは変わるの？
- A これまでと変わりません。

水道に関する手続きについて

- Q 水道に関する手続き（使用開始、中止など）や水道工事の申込み、水道に関する相談・問合せはどこにすればいいの？
- A お問い合わせ窓口はこれまでと変わりません。柏原水道センターで受け付けます。

下水道について

- Q 下水道も企業団が運営するの？
- A 下水道はこれまでどおり柏原市が運営します。ただし、下水道使用料の徴収事務については、企業団が受託し、水道料金と合わせて請求します。

- Q これまで水道料金と一緒に下水道使用料を支払っていたけど、これからはどうなるの？
- A これまでと変わりません。水道料金と一緒にお支払いください。



大阪広域水道企業団について

大阪府内の42市町村が共同で運営する一部事務組合（特別地方公共団体）で、前身は大阪府水道部（府営水道）です。大阪市を除く大阪府内42市町村の水道水の約75%を供給する日本最大規模の水道企業団であり、平成29年4月からこれまで、14市町村*の水道事業を引き継ぎ（統合し）、企業団がご家庭などに水道水をお届けしています。

※ 藤井寺市・泉南市・四條畷市・大阪狭山市・阪南市・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村

大阪広域水道企業団に関するお問い合わせ

大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課

電話 06-6944-6864

FAX 06-6944-6868

ウェブ
ページ

<https://www.wsa-osaka.jp/>

（水道事業の統合に関する情報はこちら：<https://www.wsa-osaka.jp/tougou/>）

